

阪南市市民協働推進委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阪南市市民協働推進委員会条例（平成28年阪南市条例第27号）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(委員構成)

第2条 阪南市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の委員構成は、次によるものとする。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 公共的団体等の代表者 5人以内
- (3) 市民 3人以内

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。